

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより、平成23年第4回大槌町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は14人であり、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、直ちに会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

12番、後藤高明君、13番、伊藤安男君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定をお諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○

日程第3 議案第41号 東日本大震災の被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について

日程第4 議案第42号 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第43号 平成23年度大槌町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定の締結について

日程第6 議案第44号 平成23年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第41号から日程第6、議案第44号までについて、当局より提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平野公三君） おはようございます。

平成23年第4回臨時会に関する提出議案について、一括提案理由を申し上げます。

本臨時会には、議案4件を提案をしております。

議案第41号の東日本大震災の被害者に対する町税の減免に関する条例の制定については、本震災による被害者の税負担の軽減を図る上で、被害の状況に応じた町民税、土地・家屋・及び償却資産に対する固定資産税、国民健康保険税の減免について定めるため、本条例を制定するものです。適用年月日は、平成23年4月1日とするものです。

議案第42号の大槌町介護保険条例の一部を改正する条例については、東日本大震災の被害者の介護保険料を減免するため、本条例の一部を改正するものです。適用年月日は、平成23年4月1日とするものです。

議案第43号の平成23年度大槌町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定の締結については、地方自治法第96条第2項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり協定の締結に関して議決を求めるものです。

協定の目的、大槌町公共下水道大槌浄化センター建設工事、協定の金額5,600万円。協定の相手方、東京都新宿区四谷三丁目3番1号、日本下水道事業団、理事長、曾小川久貴。

議案第44号の平成23年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについては、地方自治法第218条第1項の規定により提出するものであり、仮設住宅に隣接する高齢者等共同仮設住宅運営委託料、津波被害に係る水産業及び商業関係の支援事業費及び防災行政無線の災害復旧費等により、歳入歳出予算に21億3,057万1,000円を追加し、歳入歳出総額を194億5,971万5,000円とするものです。

以下、議案とは直接関係ありませんが、7月20日の議会全員協議会でご質問があった地区ごとの応急仮設住宅における入居区分状況及び町内バス路線の運行表について、資料として配付していることを申し添えます。

また議案第42号の説明については、福祉課長が体調が悪いため、越田介護保険班長がご説明申し上げます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○

日程第3 議案第41号 東日本大震災の被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第41号東日本大震災の被害者に対する町税の減免

に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務課長。

○税務会計課長（澤舘完成君） それでは、議案第41号東日本大震災の被害者に対する町税の減免に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

次ページをお開き願います。本議案の制定理由ですけれども、東日本大震災により被害を受けた者の税負担の軽減を図るため、被害の状況に応じ町民税等の減額をするものであります。

第1条では、東日本大震災により被害を受けた者が納付すべき町民税、固定資産税、国民健康保険税の減免について条例で定めるもので、第2条は町民税の減免について定めるものであり、次の表のとおり「死亡したとき」「行方不明となったとき」「生活保護の生活扶助を受けることとなったとき」及び「重篤な傷病を負ったとき」は、それぞれ減免割合を10分の10とするものであります。

第2項は、住宅の損害の程度により減免を行うものでございます。全壊の場合は10分の10、大規模半壊または半壊の場合は10分の5とするものであります。

第3項は、震災によって事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが減収した場合、それぞれの合計所得金額に応じて、次ページをお開き願います、次の表の区分により10分の10から10分の2までの割合で減免するものであります。

第4項は、町内に事務所または事業所を有する法人が被害を受けた場合、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に申告すべき町民税の均等割に係る税額を10分の10減免するとしたものであります。

第3条は、土地に対する固定資産税の減免を定めるものであります。農地または宅地が流出、水没、埋没、崩壊等の被害により、作付け不能や使用不能となったときは、当該農地または宅地に係る固定資産税の納付する税額について、次の表のとおり損害の程度によって、10分の10から10分の4まで減免するものでございます。

2項は、農地及び宅地以外の土地が被害にあった場合、町長が減免を必要と認めるものについては第1項の規定を準用するとしたものであります。

第4条は、家屋に対する固定資産税の減免を定めるものであります。次の表のとおり、全壊は10分の10、大規模半壊は10分の6、半壊は10分の4の減免をするとしたものであります。

第5条は、償却資産に対する固定資産税の税額について、第4条の規定の例により減

免し、損害の程度が当該償却資産を含む種類ごとに算定するとしたものであります。

次ページをお開き願います。第6条は、国民健康保険税の減免を定めるものであり、震災により死亡、行方不明、重篤な傷病を負った場合は、それぞれ10分の10の減免をするとしたものであります。

2項は、居住する住宅が損害を受けた場合、または被災者生活再建支援法に該当する場合、次の表のとおり全壊または長期避難世帯は10分の10、大規模半壊または半壊は10分の5の減免をするとしたものであります。

3項は、震災によって事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが減収した場合、当該納税義務者である世帯主及びその世帯に属するすべての被保険者について、所得金額の割合に乗じて得た合計金額からそれぞれの合計金額に応じ、次の表のとおり10分の10から10分の2までの割合で減免するとしたものであります。ただし、納税義務者が事業等を廃止したまたは失業したときは、次の表の合計所得金額の区分にかかわらず対象保険税額の金額を減免するとしたものであります。

第4項は、原子力災害対策特別措置法の規定により、避難のため立ち退きもしくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示対象地域、計画的避難区域、もしくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力対策本部長の指示の対象となった場合は、10分の9を減免するとしたものであります。

第5項は、世帯の主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明となった場合は、世帯すべての被保険者について算定した税額と、行方不明となった被保険者を除いた世帯の税額との差額を減免するとしたものであります。

第7条は、減免の申請について定めたものであり、減免を受けようとする場合は申請書を町長に提出しなければならないとしたものであります。

2項では、減免すべき事由が明らかと認められる場合は、職権により減免することができるとしたものであります。

第8条は、虚偽の申請その他不正行為により町税の減免を受けた場合は、減免の一部または全部を取り消しすることができるとしたものであります。

第9条、この条例に定めるもののほか、震災による町税の減免に必要な事項は、別に定める。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用するとしたものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部佑吉君。

○17 番（阿部佑吉君） 内容はわかりましたが、それで最後の 7 条にかかわるわけですが、職権による申請方式、今回の場合は恐らくですけれどもこの職権による減免がほとんどでないかなと思いますが、そうでもないのかな。その辺で、加えてだとすれば今回の町民税、固定資産税、国保税の減免について、ダブるのは当然だと思うわけですね。国保税も町民税も該当する方をどう見ているかというか、その辺のデータ。あと、その減収分についてはこれも恐らく国の方の当然支援ですけれども、その辺についてもわかれば、わからなきやいいです。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（澤舘完成君） 第 7 条については、それは大槌町はかなりの被害があるということで、全壊家屋が 1,807 棟ということになります。これについては、わざわざ申請をしなくても、税務課の方で罹災証明等を発行しております。その数値に基づいて対応できるという判断のもとで、減収の部分ですが今まだ賦課等は行っておりません。現在行っているのは軽自動車だけとなっております。

22 年ベースから被害の件数等々を見ますと、今年度の調定の減収については交付税については 770 万円程度かなというふうに思っています。それから町民税については、2 億 4,300 万円くらいになるのかなと。それから、国保税については 2 億 5,900 万円くらいを見込んでおります。それから、固定資産税については 3 億 5,800 万円くらいになるのかなと。状況に応じてこれ以上になる可能性もございます。以上です。

○議長（阿部六平君） 阿部佑吉君。

○17 番（阿部佑吉君） 前後しますけれども、第 3 条の土地に対する固定資産税の減免で、いわゆる 10 分の 10 から 4 までこの判定というのは多くは水没、埋没だと思うんだけど、これは個々にやはり罹災証明発行段階で大体査定・判定されているのか。それとも新たに土地の問題は、これはそこに住居がなくなった土地は土地としてあるわけですから、その辺の關係の細かい分け方が 8 割以上、6 割、いろいろそういうところ、これはこれからの判定になるのかどうかですね。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（澤舘完成君） 固定資産税の減免等については、国の方からの指示で浸水域を定めるということがございます。土地ですが、現在この資料等が流出して図面等

がないという条件においては、これからどの程度という判定を行うというふうに思っています。

○議長（阿部六平君） 阿部佑吉君。

○17 番（阿部佑吉君） もう1回。先ほどの答弁では、とりあえず申請方式ですけれども、多くは職権だということですが、そうしたら個々には当然申請しなければ認定できない方もあろうかと。その場合、やはり対応の問題含めて、いずれ可能かどうかという問題。例えば、いわゆる償却資産の方の場合については、税金はそう高くないと思うんですけども、恐らく船等が流れた場合でもこれは当然ながら、この辺の判定ですね。海辺にはあるけれども、その辺の判定がどうなるかということで、これから個々の申請があった場合にはあれこれ議論が出てくるんでないかという、しろうと考えただけだけでも、その辺はどうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（澤館完成君） 議員のおっしゃるとおり、かなりの混乱が予想されます。我々もその方法等を今後詰めまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀陽一君。

○10 番（芳賀陽一君） 佑吉さんと同じような質問になろうかなと思うんですけども、例えば田畑の場合、固定資産の場合に被災証明もらっていないわけだ、はっきり言って。それは申請しなければだめなのか、まず申請しなくても大体のあれでやるのかというのがまず一つ。あと、家屋が倒壊した場合に、役場の職員なんか県なんかかわからないけれども、全壊・大規模半壊、さまざまあったわけだ。その中で、町民の方々からすごくいろいろな文句が出たりして、「隣の家が全壊で、何でおら家が半壊なのか」というようなことで、改めてまた調査して「じゃあ、全壊だ」とかってさまざまあったものを聞いているわけだから、だれがどのような判断するんだかわからないけれども、強く町民に訴えられれば全壊にするとか、規準があってないようなものだから、そういうトラブルのないように。特に税金が絡む問題だから、どのようになっているのか。

それから、附則として「4月1日から適用する」となっているけれども、来年まる1年間のことなんだ。それは、何1年だから例えば「田んぼの税金が何ぼくらいならいい」という人もあるだろうし、何十万円払わないとない人は「いやだっけね」という人も、個々によって違ってくることだが。申請しない人に限って、2,000円、3,000円の税金払うのに「おら知らなかったから、役場の説明が不十分だ」とかって必ず文句が出て

くと思うんだ。そういうところ前もって心に入れておいて、とまどうことのないよう
にお願いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第41号東日本大震災による被害に対する町税の減免に関する条例の制
定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

○

日程第4 議案第42号 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第42号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例
についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。越田介護班長。

○介護班長（越田由美子君） 議案第42号を提案させていただきます。

まず、この介護保険条例の一部を改正する条例です。改正理由は、一番最後のところ
にあります。東日本大震災により被害を受けた方に係る介護保険料を減免しようとする
ものです。

介護保険料の最後の附則のところに、第7条以降ということで追加になります。東日
本大震災の被害者等に対する介護保険料の特例。第7条は、被災した第1号被保険者
に対して、次のとおり減免をするという範囲を定めたものです。減免対象とする第1号被
保険者の範囲につきましては、第8条の1項から書かれております。

まず第8条の1項、これについては住宅に損害を受けた方。第2号では、世帯の生計
を主として維持する方が死亡または行方不明もしくは障害となり、または重篤な傷病を
負ったもの。第3号、世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入等が減
少し、10分の3以上であり400万円以下の方が対象となります。第4号、長期避難世帯の
方。それから、第5号は町長が特に認める方になります。

次に第2項、これは転入等による減免対象の範囲です。第1号は、特定被災区域内の
市町村から大槌町に転入をした方。それから第2号では、結婚その他それに準ずる理由

により、減免の措置を受ける世帯に属することになった方が減免の対象となります。

次に第9条、これは減免対象となる保険料です。これについては、平成23年3月11日から24年の2月29日までの納期限部分が該当になります。

次のページにいきます。第1号、行方が明らかになった場合には、明らかになった月の前の月から減免となります。第2号、その他保険料を定める必要があるときには、町長が定める保険料を減免対象となります。

次に第10条では、減免対象とする割合です。減免対象となる額については、次の1号から7号までに規定する場合において、それぞれ掲げる割合を乗じて得た額となります。第1号では、住宅に損害を受けた割合ということで、全壊の方は全部、半壊・大規模半壊の方は2分の1。それから第2号、第8条の第2号に該当する場合、これは死亡・行方不明者また障害となったという方に対しては、全部になります。それから第3号、これは収入が減少した方の割合です。これについては、200万円以下と200万円以上ということで、200万円以下の場合には全額、200万円を超える場合には10分の8ということになります。それから第4号、これは長期避難者の方に対しては全額。第5号、これについては町長が認める割合ということになります。

第11条は、減免の申請です。これについては、「町長の指定する日までに、減免を受けようとする理由を記載した申請書を町長に提出しなければならない」とあります。前項の規定にかかわらず、先ほどの町税と同じなんですけれども、やはり保険料の減免については結構申請ができない方ともあると思いますので、これについては申請の提出を待たずに職権により保険料は減免することができるということになります。

以上提案いたします。よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

阿部佑吉君。

○17番（阿部佑吉君） あとの議会がないことから、改めてこれはもとの条文関係でも、先ほどの町民税等については減免の割合で10分の10、介護保険でいけば減免は同じことなんですけれども、減免または免除、これもいわゆる減免なんですけれども、10分の10に該当するのは全部、これはささいなことだけれども、当局の責任ではないと思うが恐らくこれは、行政用語としてもどこか、全部の割合そうだから10分の10にするのか。それは、教えてください。

○議長（阿部六平君） 越田介護班長。

- 介護班長（越田由美子君） 介護保険条例につきましては、国の指針に従った形で条例改正をさせていただきました。
- 17番（阿部佑吉君） 言葉では、そのとおりだと思うのね。用語の使い方に一貫性が無い。減免も、軽減または免除も同じことなんだべ。あと、全部も10分10も同じことなんだけれども、それが個々バラバラに出てくるから、今、総務課長、何かありますかということ。
- 議長（阿部六平君） 総務課長。
- 総務課長（平野公三君） 震災の場合、10分の10と全部ということで措置はしました。国県の方針の中で、やはり全県的な動きでありましたのでそのとおりとしましたが、その辺これからの部分では統一的な町としてのスタンスは必要かなと思います。今回については、その表現で条例をみてもらえればと思います。よろしく願いいたします。
- 議長（阿部六平君） 芳賀陽一君。
- 10番（芳賀陽一君） どれくらいの想定、概算で減免するものの大体数字が出ていたら。
- 議長（阿部六平君） 越田介護班長。
- 介護班長（越田由美子君） 介護保険料の減収見込みなんですけれども、昨年度の実績からみまして大体全壊部分が55%の1億4,000万円程度、それから半壊部分が五、六%ということで、865万円。総体で、1億5,000万円くらいになるかと思います。
- 議長（阿部六平君） 小松則明君。
- 2番（小松則明君） 簡単なことなんですけれども、第8条被災した第1号被保険者であって、いずれかに該当する者、例えば家を流された人とか家が全部壊れてしまったといいながら、例えば事業収入が400万円以上あったとしても、それは該当するものなんですか。よろしく願いします。
- 議長（阿部六平君） 越田介護班長。
- 介護班長（越田由美子君） この条項にもあるとおり、まず全壊の方については全額、その他全壊以外の場合にということでの措置になっていますので、両方認められるという扱いになります。
- 議長（阿部六平君） 小松則明君。
- 2番（小松則明君） 1、2、3、4、5とありますけれども、各一つでも当てはまればいいんですよね。お願いします。
- 議長（阿部六平君） 越田介護班長。

○介護班長（越田由美子君） 今の案件からいきますと、そういうことに。それぞれに該当した部分が入ることになります。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第42号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第43号 平成23年度大槌町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第5、平成23年度大槌町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） じゃあ、地域整備課の方から協定概要について説明いたします。

まず、予定なんですけれども、協定締結日から平成24年3月30日まで、議決日からとなります。場所なんですけど、花輪田の浄化センター、あとは桜木町の雨水ポンプ場、あとは安渡橋の落橋に伴う管渠の布設がえになります。工事概要なんですけど、次のページに図面をつけてありますので、それで説明いたします。

まず最初に、この全体概要を飛ばしまして、大槌浄化センター仮設配管図なんですけど、これは小槌川の底を推進工法で幹線管渠が通ってまして、それで浄化センターにあるマンホールポンプ、ここでポンプアップしまして最終沈殿池に運びまして、汚物、汚水というかそういう固形物を沈下させて上水を塩素混和池に運びまして、ここで塩素消毒して生井沢川に放流という仮復旧工事になります。

次のページをお願いします。桜木町の雨水ポンプ場です。このポンプ場も、すべて電気施設、あとはポンプ施設、機械設備、それら全部被災して稼働できない状態になってまして、ここに100ミリメートルのポンプ、水中ポンプなんですけど10基つけまして、そ

れを水槽に放流して、その放流先の小鍬川に出すという仮復旧工事になります。

次のページをお願いします。これは、安渡地区の汚水を運ぶためにやる工事ですけれども、マンホールポンプ場が大槌小鍬線のランプの近くにありまして、それが安渡橋まで伸びて行って、安渡橋から幹線に流入していたところだったんですが、安渡橋の落橋に伴ってそれができなくなったということで、大槌川沿いの堤防沿いに仮設の配管を回しまして、大町地区の幹線に流入させる仮復旧工事になります。

すべての協定額なんですけど5,600万円、内訳については浄化センターが1,300万円、桜木町のポンプ場の仮復旧については1,000万円です。そして、安渡の仮設配管については3,300万円、計5,600万円になります。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

後藤高明君。

○12番（後藤高明君） 大体概要はわかりました。それで、5,600万円をどういうふうにとらえているかわからないですけども、我々からすれば大金ですよ。でも、国の金であろうと県の金であろうと町の金であろうと、大変な税金なわけですから。それでこれだけの被害を受けて、将来のまちづくりのまだ、ホウデないときに、これだけの工事をするのはどうか。当初から考えていたんですが、私は今の浄化センターの場所あるいは規模、人口2万人以上の規模だったはずですよ。人口2万人以上ね。場所、要するに遊水池だった、あそこは。それを埋め立てて、ああいう施設をつくった。それが今回の津波の被害と関連がないということはないと思います、詳しくは言いませんが。

それでこれまでも再三大水、5年に1回くらい大水が出ますので、氾濫しそうな。前回も、何かあと5センチメートル水位が上がれば水が入ってきたという、そういう話も記憶していますけれども。そういうことを考えると、果たしてあその場所は適切な場所なのか。これは、将来も見据えて話しているんですがね、私は決して適切な場所ではないと考えています。

それで将来のまちづくり、これを考えていった場合に、果たしてあその場所の浄化センターはこれからも必要になってくるのかどうか。あと細かいことを言うと、安渡の方もほとんど家屋ないわけですよ。そういうことで、今仮設という言葉を使いましたけれども、仮設であっても今工事するのはどうかなということが1点。

もう一つは、1カ月後に首長選を控えているんですよ。だから、それまではやっぱりそういう多額の工事はちょっと差し控えた方がいいんじゃないかなと、この2点につい

て。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 今回の仮復旧工事なんですが、あくまでも大槌町で今までやってきた公共下水道の計画区域内の桜木町、あと高清水、あそこはもう既に公共下水道を使いまして今の浄化センターで処理してきたところでありまして。そして、源水の一部もそうです。そして、安渡地区も今何戸か残ってしまっていて、その人たちも今汚水を流している状態。それを処理しないと、結局垂れ流すことになってしまいますので、今ある施設を最小限度に利用しまして、仮復旧するという事業になります。あくまでも、今汚水を公共下水道に流して、現在流している方の分を処理するための事業になります。

あと場所については、当初後藤議員が言いましたように5センチメートルくらい上がったというのは、私の認識なんですが当時小鍬川水門をつくっているとき、半分に矢板で区切られた時期がありました。そのとき、相当大きい網ではなかったんですけども、要するに出口が2分の1になってしまったということで水位が上昇して、それであいう冠水になったと認識しております。

あと場所についてですが、当初私の担当外だったんですが、3カ所くらい用地として選定して皆さんに提示しまして、あそこに決まった理由なんですが、やはり大槌町の地形上全体的に考えた場合は、流入・自然流下を主にやらなきゃならないということであそこが適地ということで場所は決まっていたと思っております。ただ、やはり今後の復興計画等を見定めないと本復旧に入れないのは承知しておりますので、よろしく願いします。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○12番（後藤高明君） こう見ると天下りの巣と言われる事業だ、その主導でやってきたと思いますよ、今まで。テレビでいう、農林省関係とか厚生官僚とか。それで、大槌の今までもそうですがこれからの復興計画をイメージした場合、住宅地は奥へ入っていく、もう分散させてしまうと思うんですね。そういうところで、今のような方針でやることが果たしてどうなのか。そういう意味では、前からいわれていましたので、議員の視察で山形に行った場合に、例えば大槌で言うと白石小枕、本管を延々とという、源水、大ヶ口でもいえると思うんで、住宅地でなくて延々ともっていくと、その費用たるや大変な費用なわけですね。あと、沢山地区もそうですので、そのことよりもこれからはどういう下水道が大槌町に合うのかとうことを、復興計画とともに並行的に考えていかな

いと、何かさっきいい言葉使って「根幹的施設」、まさにまちづくりの根幹になると思うんですよ。そういうことで、今までのような形でやるんでなくて集落ごとに、今簡単に言えば仮設住宅のようにやればいいんですよ。そうすれば、費用かからないわけ。確かに、桜木町も実際使っている、安渡も使っています。源水の一部を使っているということで、これらは動かすことはできないから、この地区はね。だから、今言ったような延々とというのはやめて、集落ごとの浄化センターというか、それを考えていってほしいなと思うんですが、どうですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 私、以前下水道も担当したことがありますけれども、まず市街地の大きさ、あとは点在する何々地区とか恵水講とかいろいろ、そういう地区をやる方式、町方はやはり公共下水道が一番効率的、お金は当初いっぱいかかりますけれども、長期的に見ればランニングコストが安く上がる。あとは、ただあちこちに点在する集落に対しては、やっぱり公共下水道を小さくしたような施設がありますけれども、やはりそういうところにマッチした方式もあります。一概に全体を管渠を延々と延ばして一つの処理場で処理するという方法でなく、やはり公共下水道で処理すべき市街地の部分、そして今後藤議員さんが言ったように集落ごとにやって費用対効果等を考えたやり方もあるということで、それは国交省の方からいろいろ事例が示されてありますので、今後はそれらの大槌町にとって損のないような、手戻りのないような事業を進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○12番（後藤高明君） わかりました。

それでね、一つこの秋まではいろいろと復興計画についても議論されると思うんですけども、要するにむだのない、仮設であろうと何であろうとむだのない用途、予算の使い方をお願いして、終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（阿部六平君） 岡本大作君。

○15番（岡本大作君） この公共下水道の浄化センター、これは私も津波被害のときからさっぱり記憶が飛んでしまって、どのようだったかこのごろ考えておりますが、資料もなかったせいもあるかと思えます。

去年かおととしか、たしかセンターの電気か何か、あれが足りないということであれをすることになって、でもあのころかなり議員の中からも「それよりは大ヶ口方面の方

の本管工事の方を進めるべきじゃないか」と、私どもはそういう意見だったんだが、議員の意見もそれはいろいろとご指導されてしまって、センターの方の工事になった。今考えてみれば、その工事はどこまでいってどうだったのかわからないけれども、多分今回恐らくそこも被害を受けたから、そうすればよくよく考えてみれば本管工事をやっていた方が被害を受けなかったんじゃないかと思うんだけど、まあそれはそれで。

どうなっていますか、やったのは去年かな。だから、その辺ちょっとまた説明してください。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） オキシデーションデッキといって最初の雨水が入るところの池のまわりを掘って、そして下スラブを打ったところで被災した。だからほとんどできない状況、掘って基礎を打っただけの状況。

○議長（阿部六平君） 岡本大作君。

○15番（岡本大作君） 今後藤議員の方からもちょっと出ておりましたけれども、この協定の相手方、これは日本下水道事業団。このセンターをつくる时候にも、いろいろと議会でも議論になりました。ただこの間、次のデッキをつくる时候には、あのときもこの事業団を通していたのかな。通さなかったような気がするけれども。通したか、それを一つ聞きます。

それで、どうしても今度の場合は5,600万円だけれども、事業が大きいもので三つに分かれるのね、これは。浄化センター、雨水ポンプ場、あるいは幹線管渠、これはすべてやらなくてもいいと思うの、この下水道事業団に。どうしてまたやらなくちゃならないのか。その辺を説明してください。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） やはり、下水道事業として当初から浄化センター、あとは管渠のいろいろご指導を伺ったりしてやってきている団体でして、やはり下水道事業ということ自体やはり専門的な知識を持った集団の方をお願いしないと、町の方で要するに直営でやるというのはちょっとなかなか難しいということで、当初から事業団を通していろいろ事業をやっている経緯があります。やはり、市町村によっては自前でやったという実績はあるみたいですが、実際聞いてみますとやはり相当の人員、相当の日数、いろいろ苦勞した話を聞いております。それで、町とすれば地域整備課の方はやはり事業団の方に委託した方が得策、しかもこういう時期ですので、その点をご了解願

いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○18番（野崎重太君） 供用している各下水からいろいろなところへの垂れ流しを防ぐための仮設工事だというようなことがいただきました。

私たちの住んでいる浪板地区は、要するに集落事業ということで、ちょっと名前は違うけれども下水道事業をやっているわけですが、先日浪板地区は独自の浄化槽も新たにつくりまして、それがあふれている。流れていた状態でありました。それは一つの浄化槽なんですけれども、つくりながらやっているわけですが、同じ集落の中でも吉里吉里地区はどういうふうになっているのか。そういうところをお伺いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 実は、吉里吉里地区については今の漁協さん、防波堤の外にあるところから幹線が浄化センターに行っているんですけども、そこが全部被災しまして今一部は申しわけないんですけども、海に流れている状態です。ただ今その準備、仮設配管すべて管路が全部損失してしまっていて、その仮配管を進めているところで、処理場に間もなく到達する準備中であります。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第43号平成23年度大槌町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時まで休憩いたします。

休 憩

午前10時50分

○

再 開

午前11時00分

○議長（阿部六平君） 再開します。

○

日程第6 議案第44号 平成23年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定める
ことについて

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第44号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（澤舘和彦君） それでは、平成23年度一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

1 ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入、9款地方交付税1項地方交付税、補正額2億1,068万9,000円についてですが、これについては特別地方交付税でございます。水産業及び商業関係の支援事業、これらの今回の補正財源として計上しております。

13款国庫支出金2項国庫補助金、補正額7,535万4,000円、これについては防災行政無線の災害復旧に係る交付金でございます。

14款県支出金1項県負担金、補正額8,840万円、これについては被災住宅応急修理工事に係る負担金でございます。2項県補助金、補正額16億651万円、これについては仮設住宅入居者に対応するサポート拠点及び高齢者等共同仮設住宅運営費補助、それから共同利用漁船等復旧支援対策事業費等の水産業補助金、及び中小企業被災資産修繕事業補助金でございます。3項委託金、補正額421万8,000円、これについては県知事・県議会議員選挙委託金でございます。

16款寄附金1項寄附金、補正額1億780万円、これについては津波での被災に対してふるさと納税、それから復興寄附金でございます。

20款町債1項町債、補正額3,760万円、これについて防災行政無線の災害復旧に係る消防防災施設災害復旧事業債でございます。

2 ページをお願いいたします。歳出。2款総務費1項総務管理費、補正額1億868万円、これについては津波で流出した県証紙購入基金の補てん、それからふるさと納税及び復興寄附金の積立金でございます。

4項選挙費、補正額517万2,000円、これについては県知事・県議会議員選挙及び町長選挙費でございます。

3款民生費1項社会福祉費、補正額1億1,780万円、これについては仮設住宅世帯に対応するサポート拠点及び高齢者等共同仮設住宅運営費に係る被災者生活支援業務委託

料でございます。3項災害救助費8,840万円、これについては被災住宅応急修理工事でございます。

6款農林水産業費3項水産業費、補正額16億401万6,000円、これについては魚市場、それから漁協定置網、養殖施設等、これらの共同利用漁船等復旧支援対策事業の補助金等でございます。

7款商工費1項商工費、補正額9,347万1,000円、これについては中小企業等の仮設店舗の用地造成費、それから中小企業被災資産修繕事業補助金及び移動販売車購入費用の補助金でございます。

11款災害復旧費5項消防防災施設災害復旧費、補正額1億1,303万2,000円、これについては防災行政無線の災害復旧費でございます。

3ページをお願いいたします。「第2表 地方債補正」。

追加。起債の目的、消防防災施設災害復旧事業。限度額、3,760万円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは定利息に借りかえることができる。これについては、消防防災無線の災害復旧費の国の残に対する負債でございます。充当率100%ということになってございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3ページ、「第2表 地方債補正」追加。（「進行」の声あり）

進行します。6ページ、歳入。

9款地方交付税1項地方交付税。（「進行」の声あり）

進行します。13款国庫支出金2項国庫補助金。

進行します。14款県支出金1項県負担金。岡本大作君。

○15番（岡本大作君） 直接これには関係ないんですけども、項目がないのでここで聞きしたいと思いますけれども、これはどなたに聞いていいのかわちょっと、課長かな、総務課長かな。

今盛んにいろいろな県警やら保安部やら、行方不明者の遺体捜索をやっております。これは、まだまだ恐らくやってくれるのかなというふうに思っておりますけれども、い

つころまでこれを続けてくれるのか。そして、今のところ本当に何人の行方不明者が大槌町で、きのうあたりまででどのくらい本当にいるのか。その辺を説明してください。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 今のご質問にお答えします。

捜索については、県警と海上保安部で海と陸で行っています。まだ捜索をいつやめるかという話は、こちらの方には来ておりません。やはり、大槌町は行方不明者が多いということがありまして、他県から警察も入っていますし、海では各湾のところで潜って調べておりますから、いつになるかはっきりしていません。もちろん引け時というか、やめるときはあるとは思いますが、今のところ災対本部の方にはそういう連絡はまだ入っていません。

また、行方不明者なんですけど、800人ということを出しております。これにつきましては、過日実施しました保健師が全戸を回ったデータ、プラス警察の行方不明者のデータ、うちの方の避難所を出したデータというのをつきあわせております。亡くなった方等は調整をしながら、今800人以上の人数がありましたけれども、700人まで絞り込んでいます。またそれを精査しなきゃならない、つまり選挙のこともありますので、これをきちんと精査をしているという状況です。

○議長（阿部六平君） 進行します。

2 項県補助金。（「進行」の声あり）

進行します。3 項委託金。（「進行」の声あり）

進行します。7 ページ。16 款寄附金 1 項県寄附金。阿部佑吉君。

○17 番（阿部佑吉君） 寄附金の中でのふるさと納税はわかりますけれども、おおつち復興寄附金は 1 億 500 万円なんですけど、これの中身についてお伺いします。

加えて、この項目でなんだけれども、町に寄せられた義援金が先般 1 億 6,000 万円くらいですか、その今後の扱いについてどう考えているのか。寄附金と義援金、その辺について。

○議長（阿部六平君） 企画財政課長。

○企画財政課長（澤舘和彦君） 私の方から、復興寄附金の関係で説明したいと思います。

7 月 20 日現在なんですけど、町に寄せられた復興寄附金としまして 110 件ほどあります。それで大体、1 億 4,300 万円ほどという状態になってございます。前回は補正しているんですけど、それによって積立金、それから歳入の調整をすることによって 1 億円ほどブ

ラスになっている。以上です。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 私の方からは、義援金についてご説明申し上げます。

義援金につきましては、1億5,000万円を越しておりますけれども、配分委員会を設けて町としてのスタンスを決めていきたいと思っております。なお委員会につきましては、8月上旬に向けて委員会を設置して、集まった義援金についてどのような形で配分するかという形で考えいく。独自の考え方をしていきたい、こう考えております。

○議長（阿部六平君） 阿部佑吉君。

○17番（阿部佑吉君） 前段の復興寄附金について、件数と額はわかりましたけれども、これはどういう層からどういう寄附金なのか。そのことを聞きたい。

○議長（阿部六平君） 企画財政課長。

○企画財政課長（澤舘和彦君） 町内外からいただいておりますが、「町の復興に使ってください」ということで寄附金をもらっております。今であれば、ふるさとづくり基金に積み立てております。ふるさと納税と一緒になんです、分けて計上はしているんですが、今後の復興計画策定の際、その際の財源に使うようにということで考えております。以上です。

○議長（阿部六平君） 阿部佑吉君。

○17番（阿部佑吉君） 具体的に団体とか個人とか町、ふだんの納税とは別なわけですが、どういう層がこれだけのというか、その辺が初めてのいわゆる体験なので伺ったんですけれども、その辺。

○議長（阿部六平君） 企画財政課長。

○企画財政課長（澤舘和彦君） 大きいところを話ししますと、町村会の方から6,700万円とかというかなり大きい金額でいただいております。そのほかについては、大体個人もありますし、団体の関係もあります。100万円くらいの単位、そんな感じでいただいている状況です。

○議長（阿部六平君） 進行します。20款町債1項町債。小松則明君。

○2番（小松則明君） 町債、消防関係ということで伺いますけれども、まずこの施設なんですけれども、私は一応消防団員ということで消防の被災者のことをここで少し伺いしてよろしいでしょうか。関連ということで。

○議長（阿部六平君） 済みません、消防の方がきょう参加していないので。

○2番（小松則明君） 議長、それは消防署でなく消防団の方です。団の方は、消防署とは別な管轄で、町と釜石と連携の広域消防のことについてのことであって、消防署の方ではありません。ここで聞きたいんですけれども、いかがでしょう。

○議長（阿部六平君） 団のことは、団の事務も消防の方でやっているのです、一応。それで、答えられるだけということなら、いいです。

○2番（小松則明君） じゃあ、今回この大津波で大槌町、また他市町村でもかなりの団員の方々が被災されました。これは、職務上の被災ということになっております。大槌町でも十何人ですか、消防団員になるときは町民の生命・財産を守るということでみんな津波の中を、逆に津波に向かって走って行って水門を閉め、そしてまわりの人たちを助けながらそのまま被災した。これは、本当に生命・財産を守る、立派ですね、言い方は。だけれども自分が亡くなったことには、これは残された者はどうなるのか。消防魂という形で私たちは動いておりますが、それに加わり少しの金額で日本消防協会に対して被災になった場合にはお金をもらえるということです。

ところが今回被災の数が多いということで、総務省の方から40%、2,700万円のことから2,700万円だか400万円をまず充当すると。これも、言う方に対しては簡単だけれども、「何を言ってるんだ。人の命は金にかえられないんだよ。そんなに金が大事か、残された者はどうなるか」そのほかにも、また非常勤の方から消防団員が入ってきますけれども。

そこでこれから、大槌町の今度被災になった方々、団長を含め家族も、団長さんは生きていますけれども、家族が亡くなった。そこで、大槌町の消防団員には何年かすると、妻には「内助の功」という賞状も出ます。この「内助の功」というのは、その家の主人が消防活動に対して出た場合、家を守るという責務の中の内助の功です。そこで、今回家を守った家族、私もですけれども、その家族も亡くなった。これは本当に団員として、団員も亡くなり家族も亡くなり、また団員はどうにか生き残ったけれども、家を守る家族が亡くなった。「自分が家にいたなら、高台に避難させてどうにかなったんじゃないか」と非常に悔やまれることですが、それにも何も法的にも人道的にも何もないという、話にも出ません。そういう話もないことを、私はいろいろなところから「うちの母ちゃんが流されたけれども、おらあれば助かったのに。おら、消防なんか入らねばよかった」と。

これからの消防団員は、こういう仕打ちではないけれどもやり方、日本消防協会のお

金も出せない。そんな問題じゃないんです。これから消防団に入る人がいない、そうなるだけで困るんですかと、私は訴えることしかできませんけれども、そのところを町当局、町のこれから首長が出ますけれども、代理者の平野課長、こういう言い方でありますけれども、まず代理者としてやっぱり消防団員はやっぱり本当に大事です。何があつて、消防団員というのは委任状をもらって、消防団員の志を胸に秘めておいて、私は要望だけで、答えを求めるといふことはしないと思いますので、要望といふことで心に納めて、出るところに出たらそれを伝えてほしいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀陽一君。

○10番（芳賀陽一君） 関連なんだけれども、ここで言うことでもないだけれども、今小松議員がいろいろ消防魂とか、消防団に入ったときには「地域の生命・財産を守ると、自分の家が火事でもどうのこうの」ということも聞いたことがある。ただこのごろ、消防に入るといふと、おやじが「入るな」と言うらしい。それといふのは、この前十数人の犠牲者が出た中で、国の方で保険金といふのか何か、それが40%とか50%のカットといふのを聞いて、「まずいな」と思って聞いていたの。

今小松議員が言ったからだけれども、国がそういうような状態でくるならば、大槌町として大槌町にもいろいろなお金が入ってきているわけなんだけれども、ひもつきで入ってきているものもあるし、そうでないものもあるはずだ。だから、やはり大槌町としてほかでは例のないことをしてもいいと思うのさ、例のない津波なんだから。前例があるかないかといふことで、前例だけにこだわる必要は一つもないと思うの。

そういう意味において、やはり考えてもらいたいのは、今の寄附金とかそういうのは使えないといふのであれば、何らかの方法でもいいから、財政課長、何かそこら辺で考えて、やはりこの職員に対して、役場の職員もそのとおりだ。ただ、役場の職員は公務員だからそれなりの補償もあるでしょうけれども、やはり役場としての町を思うのは役場の職員も同じだと思うが、何か幾らかあつても、やはり見舞金としてそれなりの、5万円、3万円ではなく、やはり100万円単位のもので考えてみる必要があるのかなと。3,000万円、5,000万円、これに使ったってどうってことないと思うよ。テレビとか新聞のこういう報道をされているのを見ると、かわいそうで聞いていられないし、見ていられない。数の中には、「逃げればよかったのに」といふ人もあるけれども、やっぱりそこにいたとき、流れてきた人の手を押さえた場合に放せないんだ、人間として。

そういうふうなことで、すごく消防団の人たちには感謝もするし、亡くなられた役場の職員たちがいろいろ対策本部をつくったことによって逃げ場を失った、そういうことも聞いているけれども、そういう方々に今できることは、言葉は要らない。思うならば銭っこでけろと言ったんですが、やはりそういうことを今後考えていった方がいいと思うが、町長代理、職務代理、あなたの権限でできると思うから、そういう思いでやって、そして次に新しい町長が来たときにそういう心配がないような状態の中で、ある程度のものを決めておいた方がいいような気がします。要望です。終わります。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○12番（後藤高明君） 私も同じなんですが、若者がもう流出する、働くところがない。そういう中で、消防団員をどう確保していくかというのは、町としても重大な問題だと思えます。今小松君が詳しいことをお話ししましたが、やはり町として本当に微々たるものでいいと思えますけれども、やっぱり補償制度というのかな、家族を含めた。それで、消防団に入ると家族を含めたそういう制度があるというような、町独自のそういう制度をつくったらどうでしょうかということを提案して、終わります。よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 進行します。8ページ、歳出。

2款総務費1項総務管理費。赤崎幾哉君。

○11番（赤崎幾哉君） 簡単なことをお伺いします。

地名の確認なんですが、総務課長。先日もお話ししました、文章を見ていると、地区の名前で恵水講の「コウ」が言偏の「講」と三水偏の「溝」、それから今町立住宅が団地のあちこちありますが、小鍬川沿いの「ツチ」というのは金偏が本来なんですが木偏になっているところもありますので、確認をしてきょう今見せていただいた復興まちづくり住民会議のこの中を見ても、2ページ目の小鍬川の「ツチ」が木偏になっている。その辺もきちっとしておいた方がいいのかなと、こういうところ。

○議長（阿部六平君） 進行します。2款総務費4項選挙費。赤崎君。

○11番（赤崎幾哉君） 金額はよろしいんですが、このポスター掲示板のところですが、今回の選挙は異例だと思いますけれども、何カ所にポスターを張ることになっているのか。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 掲示板の設置場所ですけれども、全部で91カ所設置するよう

になっております。

○議長（阿部六平君） 進行します。3款民生費1項社会福祉費。（「進行」の声あり）

3項災害救助費。芳賀陽一君。

○10番（芳賀陽一君） 地域整備課長にちょっとお伺いします。

これは仮設というのではないから、あえて関連で聞くんだけど、仮設に入った人がたいした文句しゃべっているつづもね。聞いてるわけないことも。ありがたいということも忘れたようだけれども、仮設に入ったときに仮設だから床がぶよぶよするのはあたりまえだ。ところが、よく床がぶよぶよする、「ほかの仮設はこうだ」とかって役場にしゃべった。役場にしゃべったっきゃ、すぐ行って直してけた。じゃあ、しゃべんない人はどうなるのかということなんだね。多少のことはいいんだというようなことをしていかないと、仮設に移ってまた、下に物を取ってそこに板しくのかということになれば大変なんだ。少しぐらいはどうしても、そのための仮設なんだというような説明をしないと、「だれそれはしゃべったっきゃ、だれそれのところに大工さんが来ていた。おら家でもこうだけれども、おらはしゃべれないから」という人もあると思うのさ。代弁して言うが、その辺は勇気を持った状態の中できちんとして、どうしても直さなければならぬものであれば直してやらなきゃいけないけれども、いいなと思うのはいいんだということ。

あと一つ、うちではないんだけど電気がついた後、仮設に、窓を開ければ電気がぶつかって傘だめになってしまうの。「そんなときは、傘取ればいいんだ」ということを話したんだけど、たまたまそういう不具合もあるんだというようなことをひとつわかっていていただきたいと思うの。

あと、課長におれ前をお願いしたけれども、立って話したら言うこと聞かなかったから、あえて臨時議会の席で言わせてもらうんだけど、環境整備で街灯の話しをしたね。海がすごく魔物に見えてこわくてわからない。海の恵みで今まで生計を立ててきたんだけど、何となく海の近くに行けば大変だが、安渡も赤浜も大槌もそうだが、特に吉里吉里地区は老人ホームに通う場所もあるし、真っ暗だから、あそこに電気をいつでも海かちょっとでも見えるような状態をつけてくださいということが一つ。

あと吉里吉里中学校の方の通学路、あそこの件についても三叉路のところの一つでも二つでもつけてけるという声が二十何ぼも来ているという話しをしていたんだが、それが全部学校の方について、吉里吉里は集落だからだめでしたのか、それとも最初から吉里

吉里につけるのか、そこら辺ひとつお答えをお願いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 入居者説明会、今度の29日、30日すれば全箇所、全仮設団地の説明会が終了します。それで今、そこの方に管理班は全員がそっちに集中していきまして、うちの方とすればそれが終われば今度要するに仮設団地、あるいは通学路等を含めて今の街灯整備、通常業務に入っていきますけれども、そっちの方で今までのおくれ分は取り返していきたいなど。

ただし吉里吉里とか固定しているわけじゃなく、今話したように仮設住宅の環境整備、あとそのほかの通学路等を含めて優先度の高いものから順次やって、今在庫としてある分は総務課の方に東北電力から寄附されたもの、あとは町の方でも20個確保している分がありますので、とりあえずそれをつけまして、その後9月補正等でまた、調査はまだしていませんけれども、それだけの数じゃ足りないのは承知していますので、今後それらを調査しながら順次各地区設置していきたいと思っています。

○議長（阿部六平君） 芳賀陽一君。

○10番（芳賀陽一君） それから一つ情報なんだけれども、このあいだあるところの仮設に行ったのさ。「家の中でばかり何しているんだ」というような話ししたら、「いや、行くところもないから中にいるんだけれども、外でちょっと風っこ当たりたいけれども、ベンチも何にもない。だから仮設に10棟あった中に一つか二つ、大工さんとかにつくってもらえば一つ3,000円くらいでつくると思うが、そういうようなものがあるかないか。そんなものは要望しなくても、自治会でも発足して、もらいなれしないで自分たちでやればいいんだけれども、この大槌町というんだか三陸沿岸何ていうんだかわからないけれども、物資もらえなれというんだか、なくても文句を役場にしゃべれば何とかしてけるというような状態になっているようにも見えるんだけれども、やはり高齢者もいるからそういうところもちょっと考えてみて、そうでなかったら自治会を早くつくって、自治会でやったらいいんでないかというようになってきている。

そうでないと、「あの地区にはやったが、この地区には来なかった」ということになってはわからないから、そういう要望が出たときには徹底してもらいたい。

あと、仮設住宅に相談室とか何とかっていうのがあるんだね。あれの管理が今後どうなるのか。鍵を自治会に渡すのか、役場の方で職員を何も派遣して銭かけることもないが、その自治会に、そこに入っているところの気のきいた人にこれは自治会つくって

けろでもいいことだが、わざわざ役場から職員をそこにやって管理というの、おれは必要ないと思うの。だから、それはおれの考えだから、「いや、安全を守るためにやる」というなら、これは別なんだけれども、そういう意味できちっとやった方がいいと思います、もう一度回答をお願いします。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 私の方から、仮設住宅団地における安全・安心という部分でお答えします。

新たなコミュニティーという部分で、いろいろな方々が入って、電話もいただいているのは承知していました。子どもたちが、やはり例えば道路を横断するとき横断歩道がなかったり、また道路が狭いとか、暗くなってきましたからやはり通学するとき夜になりますと怖いという話も出ています。ですから、総合的にやはりそれを考えていく必要があると思いました。

また、団地においてはやはり世話人も必要だろうということも考えていますので、今お話しにあった職員がという部分であります、緊急雇用の関係もありまして、やはりそこにはそういう方々、世話人を置いたらどうかという意見もありますし、各セクションと相談をしながら早急に体制をつくってまいりたいと思いますし、今いろいろな課題が出ているのは承知しておりますので、総合的にまとめて対応してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 芳賀陽一君。

○10番（芳賀陽一君） 世話人をつけるのもいいけれども、世話人の人にまた世話人つけるような人ではだめなんだ。人柄だから、来て迷惑な人もあるんだよ。100戸あるところと200戸あるところと違うんだ、30戸とか40戸のところと。だから、そういうところをちゃんと精査してやらないと、要らないトラブルが起こることになるんだということをよく考えておいてもらいたいです。

あと地域整備課長、かつてボランティアなんだか仮設に携わっている臨時職員というのかな、この仕事ぶりを見ていると、大した汗かいて一生懸命だ。なんとと言うと今日もいじまれてきた。かわいそうだが、仕事して一生懸命頑張っていじまれるのもいい。銭っこもらうから。忍ということ耐えろということでも話しもしているが、課長、そういう人たちにおほめの言葉の一つもかけてやってください。ご苦労さんでした。終わります。

○議長（阿部六平君） 阿部佑吉君。

○17番（阿部佑吉君） 私も仮設に入って、私のところは大変いい環境で、おかげさまで不足あれば自分でホームセンターに行って適当に作業しますけれども。それは別にして、2年、3年と言いますけれども、高齢者はまさに終の棲家の方が多いんですよ。仮設で生涯を終える方が多いと思わなきゃない。そういう方が多いの。だから、仮設と云ってやはり最低限生きる、無難に生きることを考えてあげて、確かにわがままあるかもしれないけれども、そこを原点にしないととんでもないことになるよ。これから、人がたくさん住む。まだ移っていない。そういうことをやはりわきまをえなければ、仮設と云ったって、あそこで終わる人は大勢いると思うよ。私も含めてそうかもしれない。その辺を含めてやはり生きる、いろいろな問題が出ています。網戸の問題等々、何がわがままかは別にしても、そのことを考えないとこのことはやはり、私は別に代弁しているわけでもないけれども、当局は考えてほしいと思います。そのことを原点に置いて、要望等を聞いてほしい。終わります。答弁要らず。

○議長（阿部六平君） 赤崎幾也君。

○11番（赤崎幾也君） 私も関連なんですけれども、ここに8,800万円、住宅応急処理工事ですよ。大体内容についてはいろいろ今いろいろ出ていましたけれども、項目は大体出て、それに該当すれば8,800万円ということをやっているのか、それともまたほかに要望がいろいろ出て、あるいは修理しなきゃない、雨漏りとか虫やアリが入るとかどうのこうのってあるそうですけれども、ほかに何かあるんですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） この8,840万円は、今応急修理を盛んにやっていますけれども52万円を限度額にするもので、170件分になります。

○議長（阿部六平君） 進行します。6款農林水産業費3項水産業費。（「進行」の声あり）

7款商工費1項商工費。（「進行」の声あり）

進行します。10ページ。11款災害復旧費5項消防防災施設災害復旧費。赤崎幾也君。

○11番（赤崎幾也君） 先ほどは失礼しました。

防災無線の件ですけれども、基地局が中央公民館の旧図書室だと。それから、新たに仮設住宅用として12子局をつくらと言っておきまして、全部で55。団地が48個ありますが、どこどこにこの12局を配置するという計画なんですか。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 今それを調査していますので、きちんと聞こえるところに置きたいなど、数も限られていますから。一応今調査をして、報告するということになります。

○議長（阿部六平君） 赤崎幾也君。

○11番（赤崎幾也君） 早ければ24日から、デジタルになるそうですが、この件についてはどうですか。アナログのまま、今回。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 今回については、アナログで対応します。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

その他ないですか。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第44号平成23年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時37分